

○ 協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、**適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行う**ための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第4回の会合を平成29年4月26日に開催。

<第3回検討会の議事>

1. トラック事業者へのアンケート調査結果について
2. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
3. 運賃・料金に関する問題の構造について

<第4回検討会の議事>

1. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
2. 運賃のあり方について
3. その他

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

オブザーバー

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会副会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

1. 調査目的

トラック事業における適正運賃・料金収受に向けた方策について検討を行うため、トラック運送事業者の運賃・料金の収受の実態及び収受ができていない原因等を把握することを目的とする。

2. 調査手法

Webアンケート及び郵送により調査を実施

3. 調査対象者

- ①各地方トラック協会役員・青年部会（約780者）
- ②全日本トラック協会が実施する景況感調査等の協力者（約1,000者）
- ③その他（全日本トラック協会を通じて会員に協力を呼びかけ）

4. 調査内容

次項調査項目のとおり

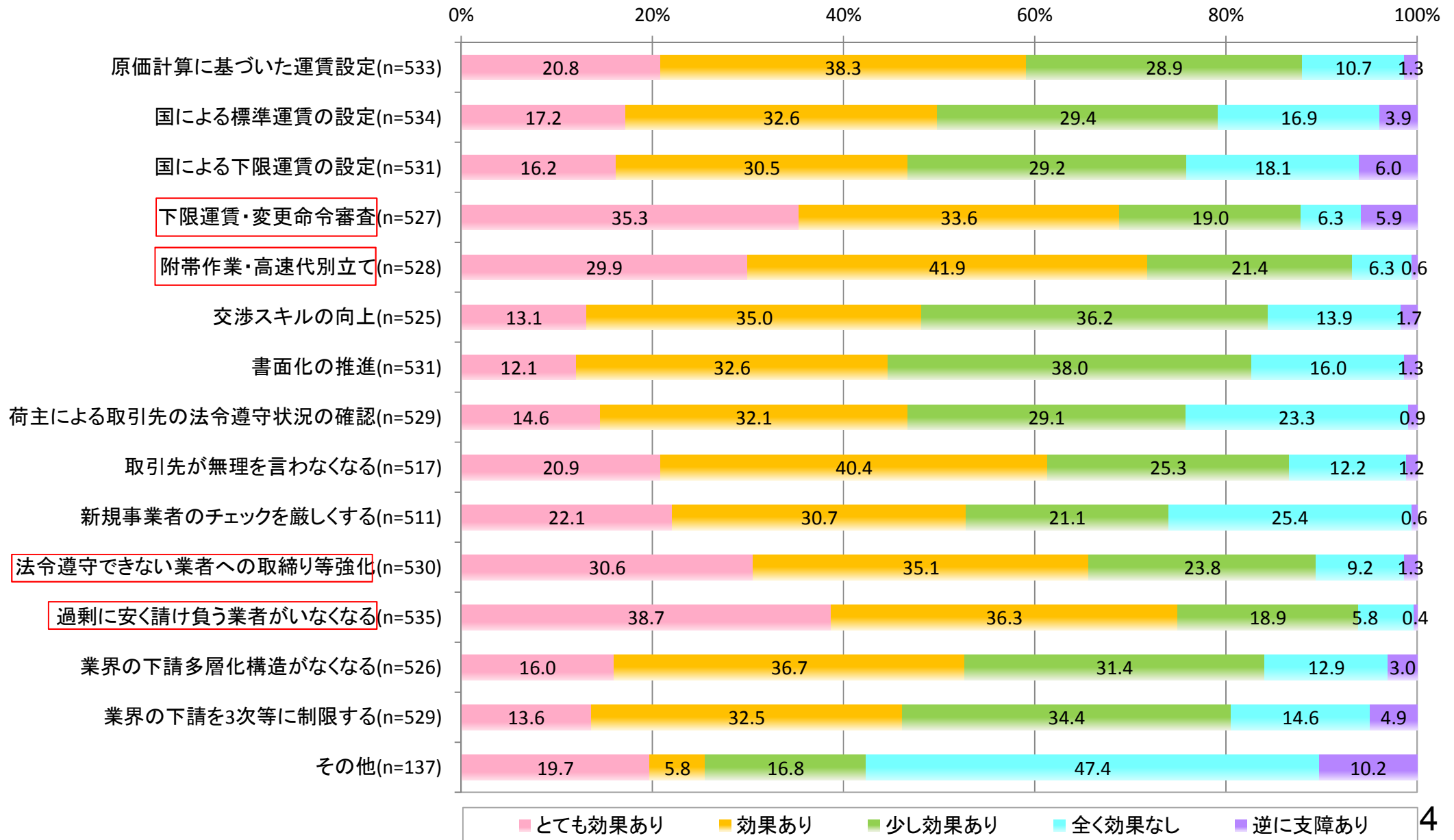
5. 調査時期

28年12月26日～29年1月31日

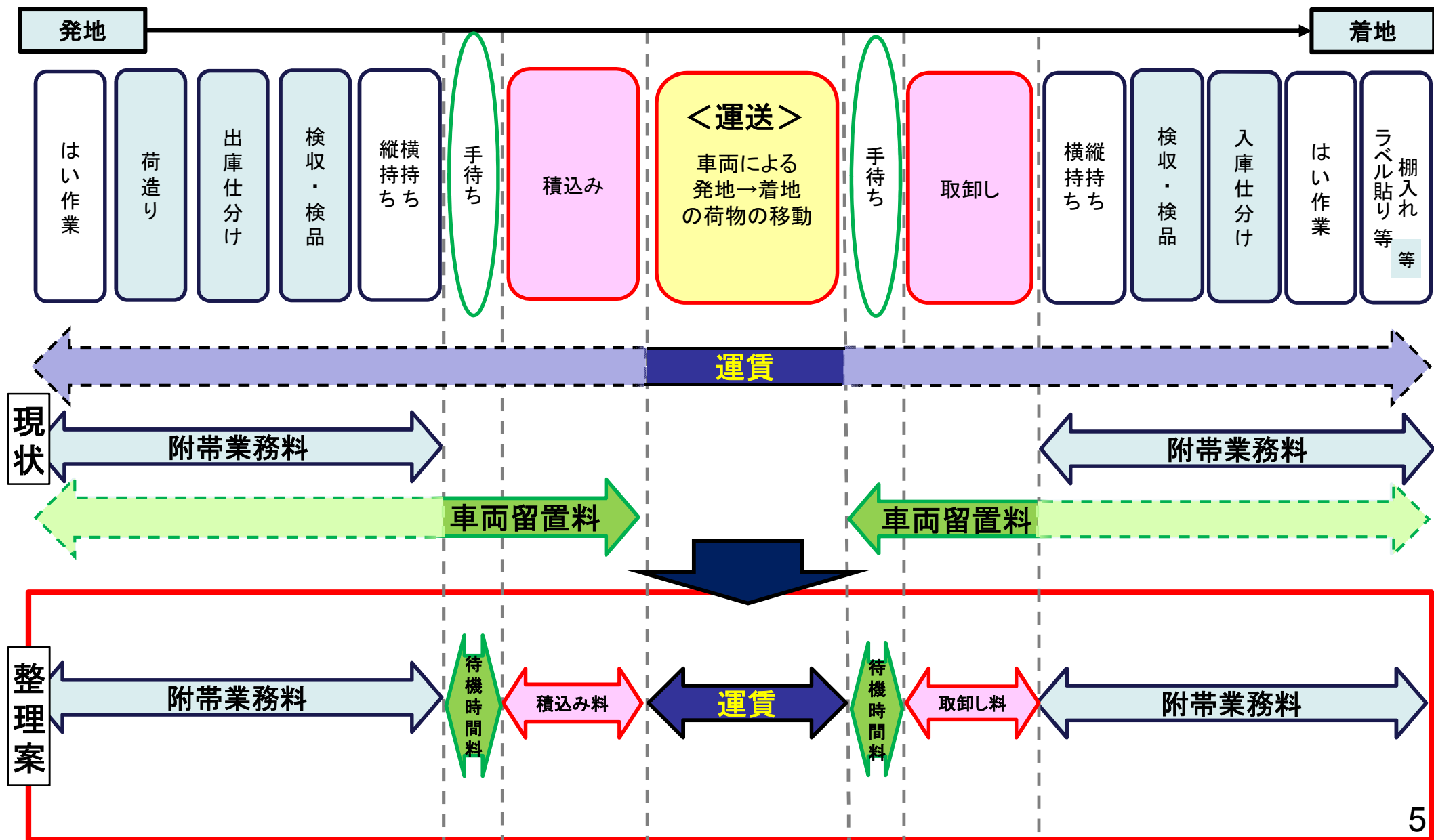
1. トラック事業者の概要(所在地、保有車両数、売上高の一番高い輸送品目等)
2. 売上高の一番高い輸送品目に係る以下の内容
 - 主な運送委託者の属性
 - 取引の立場(何次請けで請け負っているか)
 - 適用している運賃体系
 - 料金・費用の收受状況
 - 運賃・料金の決定方法
 - 契約書面化の状況 等
3. 安全対策、環境対策、人件費にかかるコストの收受状況
 - 十分な支払いを受けているか否か、十分な支払いがない場合の問題点
4. 十分な運賃・料金收受のために効果的と思われる方法(各項目を5段階評価)
 - 運賃設定の方法(原価計算に基づく設定、目安となる標準運賃・下限運賃)
 - 附帯業務費等の料金を運賃とは別建てで收受できる環境をつくる
 - 取引先との交渉スキルの向上、運送契約の書面化
 - 契約時に荷主が委託先の法令遵守状況を確認
 - 事業を開始する際の事前チェックの強化
 - 法令未遵守事業者への指導強化
 - 下請を2次・3次等に制限 等
5. 適正取引推進に係る各種ガイドラインの活用状況(書面化、下請取引、燃料サーチャージ)
6. トラック事業の経営状況
 - 継続的な取引のある運送委託者の数
 - 会社全体の売上高、営業利益、経常利益、トラック事業における売上高、営業利益
 - 利益に影響する大きなコストは何か
 - ドライバーの月あたりの平均賃金、労働時間
 - ドライバーの確保状況 等

Q49:「十分な運賃・料金の收受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)

Q49 効果的な收受方法



- 「運賃」は「運送の対価」であることを明確にするため、以下の範囲としてよいか。
- 積み込み・取り卸しの対価は「運賃」とは別としてよいか。
- 「車両留置料」は待機の対価であることを明確にしてよいか。



標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示案等について（案）

1. 背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」（以下「検討会」という。）を平成28年7月に立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところ。

同検討会においては本年1月に「トラック運送業における運賃・料金に関する調査」を実施したところであるが、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）、積込み・取卸し費用が十分に收受できていないという結果となり、十分な收受に向けた対策の必要性が明らかになったところ。

また、十分な運賃・料金の收受のために効果的な方策について聞いたところ、「附帯作業費・高速代」等について「運賃とは別立て」で收受できる環境を作ることが効果的だという意見が約7割に達し、さらに同検討会においても運賃と料金を明確化すべきとご意見をいただいたところである。

については、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正するとともに、平成25年5月に策定した「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

また、「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び運送に必要な積付け業務）に対する対価とすることを明確にするため、貨物課長通達を発出することとする。

2. 概要

（1）標準貨物自動車運送約款の一部改正

ア 標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定する。

イ 貨物の積付けについて、貨物自動車運送事業者の責任において行うことを規定する。

ウ 貨物自動車運送事業者が料金を收受して積込み又は取卸しを行う場合に、貨物自動車運送事業者の責任において行うことを明確化する。

エ 発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」と規定することで、料金の内容を明確化する。

オ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。

（2）標準貨物軽自動車運送約款の一部改正

標準貨物自動車運送約款と同様の改正を行う。

（3）トラック運送業における書面化推進ガイドラインの一部改正

ア 運送引受書における必要記載事項として、「料金」を追加し、その具体例として「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」及び「附帯業務料」を規定する。

イ 必要記載事項の記載要領において、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」の料金の定義を規定する。

ウ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追

加する。

エ 運送引受書の基本様式を料金の内容が記載できるよう改正する。

(4) トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの一部改正

ア 「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び、運送に必要な定型的な積付け業務）に対する対価とすることを明確化する。

イ (1)(2)の改正を反映させる。

(5) 貨物課長通達「一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について（仮称）」の発出

「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び運送に必要な積付け業務）に対する対価とすることを明確化する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	平成29年	7月
施 行	平成29年	10月

トラック運送業における書面化推進ガイドライン(抄)

運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式

A. 委託時記載事項 **委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼**

		委託日:平成 年 月 日	
運送委託者	名称	電話	
		FAX、E-mail	
	住所	[責任者、担当者名]	

Ⅰ 運送業務

積込み開始日時		積込み先	
【住所】		[連絡先(電話、担当者)]	
取卸し終了日時		取卸し先	
【住所】		[連絡先(電話、担当者)]	

運送品の概要			
車種		台数	両

Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容	
業務日時	
【備考】	

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例:貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

Ⅲ 運賃及び料金

運賃	円	燃料サーチャージ	円		
有料道路使用料(税込)	円	附帯業務料等	円	車両留置料	円
〇〇料	円				
消費税額	円				
【備考】					
支払日		[毎月 日締め切り、翌月 日払い]		支払方法	

(注)「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項 **上記を応諾の上、受託者において記載**

運送受託者名	名称	電話	
		FAX、E-mail	
	住所	[責任者・担当者名]	
【車両番号】		【運転者名】	
【備考】			

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。